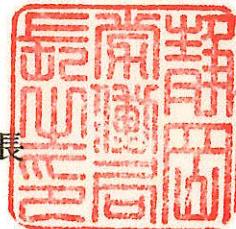


静労発基 1211 第 2 号
令和 6 年 12 月 11 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 1 月 15 日まで静岡年末年始無災害運動の実施中であり、監督指導等の強化をしているところですが、11 月 3 日から 12 月 10 日までの間において、6 件（一人親方を含む）もの労災死亡事故が発生いたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、別添のリーフレットを活用いただき、死亡災害はもとより全ての労働災害防止のため、会員事業場に対して、適切な安全衛生管理の徹底を呼び掛けていただきますよう要請いたします。



緊急事態！！

労災死亡事故増加中

11月以降6人が死亡

令和6年11月3日から12月10日までの期間において、6件（一人親方を含む）もの労災死亡事故が発生しています。（事故の詳細は裏面参照。）

静岡労働局では、このような状況を受け、関係団体等に労働災害防止対策の徹底を要請し、より一層の労災死亡事故防止を呼びかけています。

事業主の皆さんにおかれましては、次の労働災害防止対策の実施状況を一度ご確認いただきますようお願いいたします。

労働災害防止のためのチェックリスト

①安全衛生管理体制について

- 事業場の安全衛生管理体制が整備されているか。
- 安全衛生管理者、作業主任者、職長等事業場の責任者から業務の遂行状況を報告させ、必要に応じ実施状況について指導ができているか。

②「5S」について

- 整理、整頓、清掃、清潔、しつけの「5S」について徹底されているか。

③リスクアセスメントについて

- 職場に存在する多種多様な危険性又は有害性の特定ができているか。
- 特定した危険有害性をもとに、リスクの見積もりができているか。
- 見積もりしたリスクをもとに、リスク低減対策ができているか。

④日常的な安全衛生活動について

- KYT（危険予知訓練）やヒヤリハット活動が実施されているか。

⑤安全衛生教育について

- 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長教育等の各種教育が行われているか。

⑥健康管理について

- 作業前に体調不良等の異常がないことの確認ができているか。
- 労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施しているか。

《労災死亡事故状況詳細》

発生日	業種	年齢	発生状況
11月3日	その他の接客娯楽業	40代	被災者が傾斜のある道で乗用車を停めて下車したところ、サイドブレーキを引いていなかったため当該車が後進し、これに気付いた被災者が慌てて車を止めようとしたが止めきれず、傍らにあった深さ2.3メートルの水路に車とともに転落した。
11月5日	その他の建設業	30代	タイヤがバーストし追越車線上に停車していたトラックに、被災者の運転するトラックが追突した。
11月6日	道路貨物運送業	40代	愛知県内の荷主先でパレット荷物をハンドリフトで積み込み作業中、大型トラック荷台内でパレット上の荷物が崩れ被災者頭部へ落下した。
12月4日	林業	50代	伐採作業中、倒木にはされ、死亡した。（一人親方）
12月9日	建築工事業	70代	民家の屋根上で通気口カバーの設置作業中、高さ約6メートル下の地面に墜落した。（労働者性調査中）
12月10日	土木工事業	40代	線路で、レールの溶接作業を行ったところ、貨物列車と衝突した。

○12月1日～1月15日は、「静岡年末年始無災害運動」期間です！

当該期間、県内では転倒、墜落・転落、はされ・巻き込まれの順に多く災害が発生しており、この3つで全体の50%以上を占めています。

詳細は⇒



○上記6件中3件が建設業で発生

建設業の安全対策に関してガイドライン等を公表しています。詳細は⇒



○全国的に高年齢労働者が被災する割合が増加しています。

厚生労働省では、令和2年3月より「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を公表し、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組んでいただけるようお願いしています。

◎エイジフレンドリーガイドラインの詳細は

